

農政部優良工事施工者表彰選考基準

平成19年5月23日付け農整第238号
一部改正 平成20年4月11日付け農整第 34号
一部改正 平成21年4月1日付け農整第849号
一部改正 令和7年3月31日付け農整第1386号

(目 的)

第1 この基準は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱（以下「表彰実施要綱」という。）第4条の規定に基づき、農政部の所管にかかる優良工事施工者表彰選考基準を定めることにより、優良工事施工者の適正な選考に資することを目的とする。

(審査事項)

第2 優良工事施工者の選考にあたり、審査する事項は次のとおりとする。

- (1) 表彰実施要綱第2条及び第3条並びに農政部優良工事施工者表彰実施細則第2及び第3の要件を満足していること。
- (2) 次に掲げる各号のいずれかに該当する者であること。
 - ア 表彰事由：困難克服（1）
熱意を持って厳しい自然条件・施工条件を克服して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者
 - イ 表彰事由：困難克服（2）
熱意を持って厳しい周辺環境・社会条件に対応して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者
 - ウ 表彰事由：創意工夫（1）
熱意を持って品質確保のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者
 - エ 表彰事由：創意工夫（2）
熱意を持って生産性の向上のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者
 - オ 表彰事由：安全向上
熱意を持って労働環境・安全衛生の改善・向上のために創意ある取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者
 - カ 表彰事由：地域貢献
熱意を持って地域への貢献活動に取り組み工事を完成させ、優秀な成績をあげた者
 - キ 表彰事由：人材確保・育成
熱意を持って人材の確保・育成への取り組みを実施して工事を完成させ、優秀な成績をあげた者

(発注機関の長の推薦)

第3 発注機関の長が、農政部長あてに提出する必要書類及び発注機関の長の推薦は、次のとおりとする。

- (1) 農政部長あてに提出する必要書類は、次のとおりとする。
 - ア 優良工事施工者推薦書 1部 (様式 1)
 - イ 工事完成写真 1部 (様式 2)
 - ウ 工事成績評定表（写し） 1部
 - エ その他必要があれば推薦理由を説明するための補足資料 1部

(2) 発注機関の長は、発注機関毎に第2(1)に規定されている要件を満たす工事成績評定点(以下、「評定点」という。)の上位1/5を推薦するものとする。ただし評定点が上位1/5に属していない場合であっても、第2に規定する要件を満たしている場合は、推薦することができる。

(3) 発注機関の長は、推薦後に優良工事施工者推薦書の記載内容に変更があった場合及び表彰を受けることがふさわしくないと認められる事項が判明した場合は、速やかに農政部優良工事施工者表彰審査委員会運営要領第9条に定める事務局に報告するものとする。(推薦の取り消しを含む。)

(表彰)

第4 表彰については、別表に掲げる「候補者の推薦評価表」に基づき評価し、特に優良と認められる場合は部長表彰とし、優良と認められる場合は発注機関の長による表彰とする。なお、部長表彰、発注機関の長による表彰ともに表彰の該当者が無い場合は、表彰を行わない。

(補 則)

第5 この基準の運用は、平成19年度は試行とする。

附 則

この基準は、平成19年5月23日より施行する。

この基準は、平成20年4月1日より一部改正する。

この基準は、平成21年4月1日より一部改正する。

この基準は、令和7年4月1日より一部改正する。